

(写)

5 林整研第147号  
令和5年9月12日

各都道府県 森林保護担当部長 殿

林野庁 森林整備部 研究指導課長

森林でのクマ類による人身被害防止に対する指導等の徹底について

平素より、森林保護業務に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

クマ類の出没等に関する林業関係者への注意喚起については、「森林でのクマ類による人身被害防止に対する指導等の徹底について（依頼）」（令和5年4月27日付け事務連絡）により対応をお願いしているところですが、これからの時期は、冬眠に備え餌を求めてクマの行動圏が拡大すること、今後、猟期に入ると林内の狩猟用わなで錯誤捕獲されたクマや捕獲鳥獣に誘引されたクマに遭遇する可能性も高くなること等、意図せずにクマの行動圏に近づく危険があります。

森林での林業作業等に従事する際には、予期せぬ遭遇による事故が発生する危険があることを常に認識するとともに、新しい足跡等の痕跡の有無に注意し、遭遇リスクを回避するように努めてください。

つきましては、林業関係者のクマによる人身被害を防止するため、鳥獣行政担当部局や農政部局等とも連携し、市町村や林業関係団体等に対してクマによる被害防止の関連情報（以下の【参考】をご参照ください。）や、集落周辺の森林におけるクマの隠れ場所の解消の推進等について周知等のご協力をお願いします。

なお、別紙（写）のとおり、環境省から都道府県鳥獣行政担当部局に、農林水産省農村振興局から地方農政局にクマ出没への対応にかかる事務連絡が発出されていることを申し添えます。

【参考】

- 環境省作成マニュアル「クマ類の出没対応マニュアル改定版」  
<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>
- 環境省WEBサイト「クマに関する各種情報・取組」  
<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

（千葉県及び九州・沖縄地方はご参考です。）

担当：林野庁森林整備部研究指導課  
山下、高麗  
代表：03-3502-8111（内線6214）  
FAX：03-3502-2104

事 務 連 絡  
令 和 5 年 9 月 6 日

各都道府県  
鳥獣行政担当課長 様

環境省自然環境局野生生物課  
鳥獣保護管理室長

令和5年度秋期におけるクマ類の出没に係る適切な対応  
及びクマ類に関する情報提供について（依頼）

鳥獣保護管理行政の推進につきましては、平素よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、クマ類の市街地周辺への出没やクマ類による人身事故等が発生しており、クマ類の出没情報の収集、住民への注意喚起、連絡体制整備、出没時の対応等にご尽力いただいているところです。

クマ類の出没に係る対応については、本年4月27日付け事務連絡「令和5年度におけるクマ類の出没に係る適切な対応及びクマ類に関する情報について（依頼）」により注意喚起してきたところですが、令和5年度における4～7月の人身被害の発生件数は平成19年度の月別の集計開始以降で過去最多となっており、堅果類の結実状況等も踏まえ、秋期のクマ類の出没についてより一層の注意が求められます。

住民や入山者等とクマ類との不慮の遭遇を避けるためにも、各都道府県におかれましては、引き続き、関係部局と連携の上、クマ類の出没や被害防止に関する情報提供を行うとともに、農地や集落周辺における生ゴミや放置果実類等のクマ類の誘引物の管理・除去について注意喚起をお願いします。また、出没時には、関係機関等とも密に連携を取り、現地の状況や被害に応じた迅速な対応をお願いします。

なお、環境省では、令和4年度からクマ類出没対応の体制を構築するための取組を支援するため、北海道、岩手県、新潟県、長野県、福井県、奈良県の6道県で3年間のモデル事業を実施しています。これらの成果等についても、今後情報提供を行なってまいります。

記

1. 情報提供に係る依頼事項

- (1) 令和5年度堅果類の結実情報について（別紙1）
- (2) 令和5年度秋期におけるクマ類出没注意報等の発出について（別紙2）
- (3) 警職法第4条第1項の運用についての連携・協力体制について（別紙3）
- (4) 関係機関との連絡会議等の開催について（別紙4）
- (5) 「目撃・出没情報等収集システム」の活用について

令和4年3月より「捕獲情報収集システム」に目撃・出没情報等の入出力機能を追加しましたので、関係部局及び管下市町村等に周知の上、業務の効率化の観点から積極的な利用をお願いします。

2. 情報提供に係る期限

令和5年11月30日（木）

3. 情報提供の提出先（メールにて、以下のすべてのアドレスに送付願います。）

大川 EIKO\_OKAWA@env.go.jp

佐宗 TAKAYUKI\_SASO@env.go.jp

福田 YUKINE\_FUKUDA@env.go.jp

4. 参考

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」（令和4年3月改定）

<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/index.html>

「クマ類の出没対応マニュアル」（令和3年3月改定）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>

注：茨城県、千葉県、四国4県、九州・沖縄8県については、クマ類の恒常的生息域ではない、又は捕獲実績がないなどとなっていることから、ご報告は不要です。  
ただし、該当するものがある場合には、ご報告をお願いします。

環境省野生生物課鳥獣保護管理室

担当：大川 [EIKO\\_OKAWA@env.go.jp](mailto:EIKO_OKAWA@env.go.jp)

佐宗 [TAKAYUKI\\_SASO@env.go.jp](mailto:TAKAYUKI_SASO@env.go.jp)

福田 [YUKINE\\_FUKUDA@env.go.jp](mailto:YUKINE_FUKUDA@env.go.jp)

(TEL:03-5521-8285)

## 令和 5 年度堅果類の結実情報について

貴都道府県における令和 5 年度の堅果類の結実情報について、下記によりご提供いただきますようお願いします。

都道府県名 \_\_\_\_\_

## 1 堅果類の豊凶状況

種	令和 5 年度調査実施の有無		結実状況	備考
	開花期(春)	結実期(夏～秋)		
ブナ				
ミズナラ				
コナラ				

注 1：調査実施の有無欄については、調査を実施している（する予定である）場合は、「調査月（予定月）」を記入して下さい。

注 2：結実状況欄については、豊作、並作、凶作の別を記入して下さい。なお、調査は実施していないが、豊凶予測を実施している場合は、備考欄に予測である旨に記入して下さい。

注 3：結実状況について、「取りまとめ中」又は「調査中」の場合はその旨記載して下さい。なお、その場合、後日でかまいませんので、取りまとまった段階で結果をご連絡願います。

## 2 その他

堅果類の豊凶状況について、詳細な調査を実施している都道府県については、実施している方法及び結果について既存のもので結構ですので、参考までに関係資料の提供をお願いします。

これまでの報告を取りまとめた資料を添付しているので、修正の必要ある箇所がありましたら、赤字にて修正の上、返信をお願いします。

令和 5 年度秋期におけるクマ類出没注意情報等の発出について

クマ類出没注意情報等の発出を実施又は実施を予定している都道府県があるかと思いますが、現時点で発出した又は状況によっては発出予定があるという都道府県は情報提供をお願いします。

都道府県名 \_\_\_\_\_

発出状況	発出日	発出条件
発出済・発出予定 (該当に○して下さい)	(例) 令和 5 年〇月〇日 (第〇報)	(例) 豊凶調査の結果による

警職法第 4 条第 1 項の運用についての連携・協力体制について

平成 24 年 4 月 12 日付環自野発第 120412001 号「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第 4 条第 1 項の適用について」を发出していますが、この通知の中で警察部局との連携・協力を行っていただくようお願いしています。

今年度、どのような連携・協力が実施されているか又は実施する予定なのかについて、情報提供をお願いします。

なお、体制が構築されている場合は、その旨の記載をお願いします。

(例)

- ・ 県警本部と連絡会議を実施（令和 5 年〇年〇日）
- ・ 連絡協議会を設置（平成 25 年〇年〇日） 等

関係機関との連絡会議等の開催について

クマ類の対応等に係る情報交換等を目的に、関係機関との連絡会議等を開催又は開催を予定している都道府県があるかと思いますが、開催状況について情報提供をお願いします。

都道府県名 \_\_\_\_\_

開催時期	会議名称	参加機関	会議概要
(例) 10月	クマ被害防止対策 連絡会議	県、警察、市町村、 農林業関係機関、 猟友会等	出没等の状況、被害防止対策等の情 報交換

## 令和5年度堅果類の結実情報について

貴都道府県における令和5年度の堅果類の結実情報について、下記によりご提供いただきますようお願いします。

都道府県名 \_\_\_\_\_

## 1 堅果類の豊凶状況

種	令和5年度調査実施の有無		結実状況	備考
	開花期(春)	結実期(夏～秋)		
ブナ				
ミズナラ				
コナラ				

注1：調査実施の有無欄については、調査を実施している（する予定である）場合は、「調査月（予定月）」を記入して下さい。

注2：結実状況欄については、豊作、並作、凶作の別を記入して下さい。なお、調査は実施していないが、豊凶予測を実施している場合は、備考欄に予測である旨に記入して下さい。

注3：結実状況について、「取りまとめ中」又は「調査中」の場合はその旨記載して下さい。なお、その場合、後日でかまいませんので、取りまとまった段階で結果をご連絡願います。

## 2 その他

堅果類の豊凶状況について、詳細な調査を実施している都道府県については、実施している方法及び結果について既存のもので結構ですので、参考までに関係資料の提供をお願いします。

これまでの報告を取りまとめた資料を添付しているので、修正の必要ある箇所がありましたら、赤字にて修正の上、返信をお願いします。

令和5年度秋期におけるクマ類出没注意情報等の発出について

クマ類出没注意情報等の発出を実施又は実施を予定している都道府県があるかと思いますが、現時点で発出した又は状況によっては発出予定があるという都道府県は情報提供をお願いします。

都道府県名 \_\_\_\_\_

発出状況	発出日	発出条件
発出済・発出予定 (該当に○して下さい)	(例) 令和5年〇月〇日 (第〇報)	(例) 豊凶調査の結果による

警職法第 4 条第 1 項の運用についての連携・協力体制について

平成 24 年 4 月 12 日付環自野発第 120412001 号「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第 4 条第 1 項の適用について」を发出していますが、この通知の中で警察部局との連携・協力を行っていただくようお願いしています。

今年度、どのような連携・協力が実施されているか又は実施する予定なのかについて、情報提供をお願いします。

なお、体制が構築されている場合は、その旨の記載をお願いします。

(例)

- ・ 県警本部と連絡会議を実施（令和 5 年〇年〇日）
- ・ 連絡協議会を設置（平成 25 年〇年〇日） 等

関係機関との連絡会議等の開催について

クマ類の対応等に係る情報交換等を目的に、関係機関との連絡会議等を開催又は開催を予定している都道府県があるかと思いますが、開催状況について情報提供をお願いします。

都道府県名 \_\_\_\_\_

開催時期	会議名称	参加機関	会議概要
(例) 10月	クマ被害防止対策 連絡会議	県、警察、市町村、 農林業関係機関、 猟友会等	出没等の状況、被害防止対策等の情 報交換

## クマ類出没注意情報等の発出状況

都道府県	発出	発出日	発出条件
北海道	発出済	令和5年4月1日 (令和5年2月22日通知)	山菜採り等のため、ヒグマの生息する春に、ヒグマに対する注意喚起及び被害防止に関する普及啓発を行っており、「令和4年春のヒグマ注意特別期間」を設定し、事故防止に向けた普及啓発を実施するもの。
青森県	発出済	令和5年4月6日	令和4年秋の豊凶調査の結果による。
岩手県	発出済	令和5年4月18日(注意報) 令和5年5月26日(警報)	豊凶調査の結果による 人身被害等の拡大が懸念されたことによる
宮城県	発出済	令和5年3月30日	(注意報等の名称) 第2条 注意報等の名称は次のとおりとする。 (1)クマ出没シーズン予報(以下「予報」という。) (2)クマ出没注意報(以下「注意報」という。) (3)クマ出没警報(以下「警報」という。) (予報の基準及び発表時期) 第3条 予報は、県が行うブナ豊凶調査結果を受け、11月下旬(冬季出没予報)及び3月下旬(春季～秋季出没予報)の2回発表する。 (注意報発表の基準) 第4条 注意報は、次のいずれかに該当するときに発表する。 (1)当該月のクマの出没件数が過去5年の同月平均値の1.25倍以上のとき。 (2)人身被害が発生したとき。 (3)その他クマの出没による人身被害の発生が懸念されるとき。 (警報発表の基準) 第5条 警報は、次のいずれかに該当するときに発表する。 (1)当該月のクマの出没件数が過去5年の同月平均値の1.5倍以上のとき。 (2)クマによる死亡事故が発生し、又はけがなどの人身被害が複数発生したとき。 (3)その他クマの出没による人身被害の拡大が危惧されるとき。
秋田県	発出済	令和5年5月2日～ 5月31日 (ツキノワグマ出没注意報) 令和5年5月11日～ 6月30日 (ツキノワグマ出没警報) 令和5年7月1日～ 7月31日 (ツキノワグマ出没警報)	目撃件数が例年より多いため 注意報から警報に切替 複数の人身事故が発生したため 警報延長 複数の人身事故が発生したため (連続して発生する恐れがあるため)
山形県	発出済	令和5年4月19日	例年実施
福島県	発出済	令和5年3月20日 (～令和5年7月31日) ツキノワグマ出没注意報 令和5年5月2日 (～令和5年7月31日) ツキノワグマ出没特別注意報 令和5年7月11日 (～令和5年8月31日) ツキノワグマ出没特別注意報 (期間延長)	県制定の発令要領による。 同上
栃木県	発出済	令和5年4月28日	環境省事務連絡(令和5年4月27日付け)による
群馬県	発出済	令和5年4月18日	クマの冬眠が明け、また、人間が山に入る機会が多くなることによる。
埼玉県	該当なし	—	—
東京都	該当なし	—	—
神奈川県	該当なし	—	—
新潟県	発出済	令和5年5月1日 令和5年5月19日	GW前の注意喚起として 市街地周辺でのクマの出没が立て続けにあったため
富山県	該当なし	—	—
石川県	該当なし	—	—
福井県	予定なし	—	—

山梨県	発出済	令和5年4月28日	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長からの令和5年4月27日付け事務連絡を受けて発出
長野県	発出済	令和5年4月18日 令和5年5月8日	・山菜採りや登山等入山者への注意喚起、市街地出没等に備えた市町村や猟友会等関係機関との体制構築、誘引物の除去等住民等への各種広報媒体を通じた啓発活動等の実施依頼を発出。 ・上記通知について4月25日開催の鳥獣対策担当者会議で周知。 ・大型連休中にクマによる人身被害が相次いだことを受け、入山者への注意喚起依頼文を改めて発出。
岐阜県	発出済	令和5年5月11日	例年、山菜採りや溪流釣りなどの山に入る機会が多くなる時期に発出。
静岡県	発出済	令和5年5月10日	特になし
愛知県	発出予定	令和5年5月中	特になし
三重県	発出済	令和5年5月1日	特になし
滋賀県	発出済	令和5年5月12日	「令和5年度におけるクマ類の出没に係る適切な対応及びクマ類に関する情報について(依頼)」(令和5年4月27日付)を受けて実施。
京都府	発出済	令和5年5月8日(第1報)	関係省庁からの注意喚起等通知
大阪府	発出済	令和5年3月16日	定期的(春季・秋季)に発出
兵庫県	発出済	令和5年5月2日	環境省、農林水産省及び林野庁からの注意喚起による対応
奈良県	発出済	令和5年5月15日	無し
和歌山県	予定なし		
鳥取県	発出済	令和5年5月1日(第1報)	例年、春の行楽シーズン前に発出しているもの。
島根県	発出済	令和5年5月1日～5月7日	冬眠明けのクマに関する注意喚起(ラジオスポットCM)
岡山県	発出済	令和5年4月26日	春の出没期における人身被害等の未然防止のため、県出先事務所及び市町村に關係機関との連携や地域住民への注意喚起を依頼
広島県	発出済	令和5年4月28日	豊凶調査の結果による
山口県	発出済	令和5年4月28日	春期の注意喚起

※茨城県、千葉県、四国4県及び九州沖縄8県の各県においては、クマが生息していない又は捕獲の実績がないため除く。

## クマ出没に関する情報提供等について

都道府県	情報提供の有無	情報の種類	提供対象者	提供内容(概要)
北海道	有	ヒグマ注意特別期間(人身被害発生頻度の高い春と秋の年2回、普及啓発の取組を強化する期間を設定) ・知事記者会見を通じた道民への発信 ・パネル展等の実施 ・HPでの情報発信	一般道民	冬眠明けのヒグマの活動が活発になる春先は、人間による山野への入込も活発になることから、特にヒグマとの遭遇頻度が高まることについて各種媒体を通じて情報発信した。  ・例年、春の山菜採りに伴うヒグマ事故が多く発生している ・食べ物やゴミは必ず持ち帰る ・一人では野山に入らない ・野山では音を出しながら歩く ・事前にヒグマの出没情報を確認する ・薄暗いときには行動しない ・フンや足跡を見つけたら引き返す。
青森県	有	・市町村等を通じた広報活動 ・ラジオ、テレビ、HP等での情報発信	・県民 ・関係団体	・昨年秋のブナの結実が並作であることから、出産が増え冬眠明けの母グマが子グマのエサを求めて行動範囲を広げるおそれがある。  ・クマの出没状況に関する情報提供や注意喚起を行い、被害の未然防止を図る。(ラジオ・鈴の携帯、複数名での入山、生ゴミの適切な処理等)
岩手県	有	・自治体を通じた広報活動 ・マスコミ等を通じた広報活動 ・HPでの情報発信	・県民 ・県民及び他県民 ・観光客	・今年度は、近年の同時期と比較して人身被害の発生が非常に多くなっていることから、入山するかどうか十分に検討するとともに、入山する際は、鈴やラジオを携帯する等対策を十分に講じること。 ・人里においては、廃棄野菜や生ゴミ等の管理を適切に行う等、クマを寄せ付けない対策を取り、被害を防止すること。
宮城県	有	・報道機関への投げ込み ・HPでの情報発信	・報道機関 ・県民 ・本県を訪れる不特定多数の人々	・クマ出没シーズン予報の発出基準となる令和4年度の堅果類の豊凶調査の結果は、「並作」でした。この場合、山に餌が豊富にあったため、昨秋に繁殖が盛んに行われ、春以降の個体数が増加することが見込まれる。 ・これからの時期は、冬眠から目覚めたクマが食べ物を求めて行動範囲を広げるため、人里や農地周辺、住宅地近郊での目撃・出没件数が増加すると予想される。ツキノワグマに遭遇しないよう、なお一層の注意と警戒をお願いする。
秋田県	有	・県HPでの情報発信	・県民	・ツキノワグマによる事故を防ぐために、クマに出会わない・寄せ付けない対策や、事故防止に関する情報を県HPに掲載。 ・県民ひとりひとりが注意し、クマの出没や事故を防ぐための対策を心がけてもらうよう広報している。
山形県	有	・自治体を通じた広報活動 ・観光地(道の駅等)でのチラシ配布 ・HPを通じた情報発信 ・県政テレビ、ラジオ等での注意喚起	・県民 ・観光客等	・春期はクマが冬眠から目覚め、活動が活発になる季節であり、クマに出会う危険性が高くなる。 ・クマに対する注意を喚起し、被害の未然防止を図る(ラジオの携帯、生ゴミの適切な処理等)。

都道府県	情報提供の有無	情報の種類	提供対象者	提供内容(概要)
福島県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県のHPでの情報発信</li> <li>・テレビ放送での情報発信</li> <li>・ラジオ放送での情報発信</li> <li>・県内スーパー、コンビニ、銀行へのチラシ設置による情報発信</li> <li>・県庁内各部署を通じた広報</li> <li>・各市町村を通じた広報</li> <li>・希望市町村へのクマ出没注意喚起看板の提供・設置による注意喚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民及び他県民</li> <li>・観光客等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山菜採りや登山等で山に入る機会が増加することからクマと遭遇する可能性が高まる。</li> <li>・クマによる人身被害を未然に防止するチラシの配布(生ゴミ等の適切な処理、音のするものを身につける、クマに出会った時の対処法等)。</li> </ul>
栃木県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体を通じた広報活動</li> <li>・観光地(ビジターセンター等)でのチラシ配布</li> <li>・HPでの情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民</li> <li>・県民及び他県民</li> <li>・観光客等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クマに対する注意を喚起し、被害の未然防止を図る(音を出しながら歩く、誘因物の除去、人家周辺のヤブの刈り払い等)。</li> </ul>
群馬県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPでの情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春から秋にかけてクマの活動が活発になり、希に市街地へ出没することもある。</li> <li>・人間がレジャーなどで山に入る機会も多くなり、毎年クマによる人身被害が発生している。</li> <li>・クマとのトラブルを避けるための対策や、出会ってしまった際の対応について周知。</li> <li>・クマの目撃・出没件数及び人身被害について掲載</li> </ul>
埼玉県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体を通じた広報(登山道の玄関口となる駅等でのチラシ配布)</li> <li>・HPでの情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登山客、観光客、一般県民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の事故事例</li> <li>・クマに対する注意喚起</li> <li>・遭遇してしまった場合の対応方法</li> <li>・県内における出没件数の発信</li> </ul>
東京都	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPでの情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都民及び他県民</li> <li>・観光客等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クマの生態</li> <li>・クマの目撃等情報</li> <li>・クマに対する注意を喚起し、被害の未然防止を図る(クマ鈴の携帯、誘引物の適切な処理等)。</li> </ul>
神奈川県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>県HPでの情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民、各自治体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クマに出会わないための対策</li> <li>・県内のクマの概要</li> <li>・過去5年の県内のクマの出没情報</li> </ul>
新潟県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体を通じた広報活動</li> <li>・HPでの情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民</li> <li>・観光客等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クマによる人身被害防止のポイントの周知(単独行動を避ける、クマの餌となる生ゴミや農作物等の適切な処分等)</li> <li>・「にいがたクマ出没マップ」による出没情報の見える化</li> </ul>
富山県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議を開催</li> <li>・自治体を通じた広報活動</li> <li>・HPや県政番組、新聞、SNSでの情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民</li> <li>・県民及び他県民</li> <li>・観光客等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の出没件数</li> <li>・出没場所の情報</li> <li>・人身被害未然防止のための注意喚起</li> <li>・季節ごとのクマの行動と生態</li> </ul>

都道府県	情報提供の有無	情報の種類	提供対象者	提供内容(概要)
石川県	有	・自治体を通じた広報活動 ・観光地(道の駅等)でのチラシ配布 ・HPでの情報発信	・市町担当者 ・県民及び他県民 ・観光客等	・夏から秋にかけて多くのがエサを探して広範囲に動き回り、人里周辺に出没する可能性がある。 ・里山に定着したクマがエサを探して市街地に出没する可能性がある。 ・クマに対する注意を喚起し、被害の未然防止を図る(ラジオの携帯、生ゴミの適切な処理等)。
福井県	有	・HPでの情報発信	・県民及び他県民	1 福井クマ情報( <a href="https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/KUMA/Top.aspx">https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/KUMA/Top.aspx</a> )において、市町に寄せられたツキノワグマの出没情報(目撃/痕跡/人身被害の種別・出没位置・時間)を掲載 2 福井県HP( <a href="http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/tixyouzixyuu/tukinowaguma2.html">http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/tixyouzixyuu/tukinowaguma2.html</a> )において、冬眠明けのクマに対する注意喚起、出没情報一覧の掲載、クマへの対処方法を掲載、またクマに対する注意喚起チラシを掲載
山梨県	有	・HPでの情報発信	・県民及び他県民	・目撃された場所、日時、様子など ・目撃頭数 ・クマに対する注意喚起資料
長野県	有	・県ホームページによる情報発信  ・注意喚起通知等による自治体を通じた広報活動(春、秋のほか必要に応じて発出)	・県民 ・観光客等  "	主な内容 ・ツキノワグマによる人身被害を防ぐために ・クマのことを知る ・クマが出ても慌てない ・クマに出会ったときの対処法 ・ツキノワグマによる農業被害を防ぐために ・ツキノワグマの出没(里地)情報等 ・前年度の堅果類豊凶調査結果  主な内容 ・誘引物の除去等適切な管理 ・山林等に立ち入る場合には音の出るものを持参したり複数人で行動することなど出会わない対策の実施 等
岐阜県	有	・自治体を通じた広報活動 ・観光地(道の駅等)でのチラシ配布 ・HPでの情報発信 ・クママップによる、目撃及び捕獲情報	・県民及び他県民 ・観光客等	・堅果類調査の結果から、クマ出沒予想を情報提供。 ・クマに対する注意を喚起し、被害の未然防止を図る(ラジオの携帯、生ゴミの適切な処理等)。
静岡県	有	・HPでの情報発信	・県民	・ツキノワグマに出会わないための対策 山に入るときは、鈴やラジオ・笛を用意して自分の存在をアピールする等 ・出沒対策 不要になった農作物、収穫しない果実、落下した果実などは放置したり山に捨てたりしない等

都道府県	情報提供の有無	情報の種類	提供対象者	提供内容(概要)
愛知県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WEBページでの情報発信</li> <li>・記者発表による情報提供</li> <li>・リーフレットによる注意喚起</li> <li>・標識による注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認情報をWEBページで随時更新している。</li> <li>・秋季の出没予測について、堅果類の豊凶調査を基に推測し、記者発表を行う予定である。</li> <li>・関係機関へ随時、ツキノワグマに関するリーフレットの配布し、注意喚起を行っている。</li> <li>・市町村に対し、ツキノワグマの注意喚起を促す標識を配布し、設置を依頼している。</li> </ul>
三重県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPでの情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民</li> <li>・県民及び他県民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の未然防止</li> </ul> <p>ホームページ  <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/Shinrin/HP/mori/000183248.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/Shinrin/HP/mori/000183248.htm</a></p>
滋賀県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPでの情報発信</li> <li>・市町に情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の未然防止を図るため、ラジオ・クマ鈴の携帯、生ごみの適切な処理等について、HPを通じて発信。</li> <li>・過去の県内におけるクマの出没状況を情報提供。</li> </ul>
京都府	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPでの情報発信</li> <li>・目撃情報(随時更新)</li> <li>・堅果類調査結果(秋)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>府民等(HPで公開)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目撃情報(目撃位置等)の公表による注意喚起</li> <li>・秋の堅果類調査結果に基づく注意喚起</li> </ul>
大阪府	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPでの情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府民及び他府県民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クマに対する注意を喚起し、被害の未然防止を図る(ラジオの携帯、生ゴミの適切な処理等)。</li> </ul>
兵庫県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県農林(水産)振興事務所、森林動物研究センター、市町を通じた広報活動</li> <li>・クマ生息地域の集落住民へのチラシ配布、情報の回覧</li> <li>・HPでの情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クマによる人身被害を未然に防止するための方法と対策の実施(鈴やラジオの携帯、夜間薄暗い時間帯に不要な外出をしない、複数人での行動、生ゴミの適切な処理、クマ出沒情報の共有提供、出沒発生時の注意喚起、見回り、追い払い等の実施)。</li> <li>・秋以降にクマの誘引餌となるカキ、クリ等の果樹の適切な管理(不要果樹の伐採、栽培果樹への電気柵やトタン巻きなど)の実施</li> <li>・クマ錯誤捕獲後の放獣に関する地域住民への情報提供と注意喚起。</li> <li>・クマ錯誤捕獲が繰り返し発生する場合、その要因分析とワナ移動等の必要な措置の徹底。</li> </ul>
奈良県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>目撃、出沒の都度050707時点で22件。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方事務所、該当警察、該当市町村、地域住民、地域学校等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目撃、出沒情報、安全対策等。</li> </ul>
和歌山県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPでの情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民及び他県民</li> <li>・観光客等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クマの出沒情報</li> <li>・クマとの遭遇時における注意事項等</li> </ul> <p><a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/032500/yasei/kuma.html">https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/032500/yasei/kuma.html</a></p>
鳥取県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体を通じた広報活動</li> <li>・HPでの情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民</li> <li>・観光客等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内のクマの出沒状況を「クマ出沒マップ」(目撃・痕跡情報の位置図)として県HPで公開し、注意喚起(平成30年10月から)。</li> <li>・春から初夏はクマが活動する季節であり、山地周辺では、クマとの不意な遭遇による人身事故を防ぐため、早朝や夕方の一人大での外出は避け、鈴やラジオで音を出すなどの対策をお願い。</li> <li>・特に奥山では、5月上旬から出産後の子連れの子グマが活動を始めるため、登山や山菜採りの際には注意。(子グマを見つけても近づかない)</li> </ul>

都道府県	情報提供の有無	情報の種類	提供対象者	提供内容(概要)
島根県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体を通じた広報活動</li> <li>HPでの情報発信</li> <li>ラジオを通じた情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民</li> <li>県民及び他県民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊凶調査の結果により、クマ出没の危険性が高い場合に発出</li> <li>クマに対する注意を喚起し、被害の未然防止を図る(ラジオの携帯、生ゴミの適切な処理等)。</li> </ul>
岡山県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>県出先事務所や市町村を通じた広報活動</li> <li>特定鳥獣専門指導員による出前学習講座の開催</li> <li>出没注意看板の設置</li> <li>観光地(道の駅等)でのチラシ配布</li> <li>HPでの情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民</li> <li>県民及び他県民</li> <li>観光客等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>春や秋の出没が多くなる時期に、ツキノワグマに出会わない、寄せ付けない、出会ってしまったときの対応について、広報誌やチラシ、HP等により普及啓発</li> <li>地域住民や学校生徒を対象に出前学習講座を開催による普及啓発</li> <li>ツキノワグマの出没があった地域に市町村と協力して、出没注意看板を一定期間設置</li> <li>堅果類の豊凶調査結果を公表</li> </ul>
広島県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPでの情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県のHPに出没情報の掲載を希望する市町分のみについて、出没日時・場所、市町のHPのURLを掲載している。現在掲載希望の市町は1市。</li> </ul>
山口県	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPでの情報発信</li> <li>各自治体への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民</li> <li>市町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内のクマ出没情報(毎週更新)</li> <li>ツキノワグマ被害防止に係るリーフレットの掲載</li> <li>養蜂農家への注意喚起</li> <li>ツキノワグマ被害防止に係るリーフレットの配布</li> </ul>

※茨城県、千葉県、四国4県及び九州沖縄8県の各県においては、クマが生息していない又は捕獲の実績がないため除く。

堅果類の着花結実情報について

都道府県	【R5開花状況】			【R4結実状況】			【R3結実状況】			【R2結実状況】			【R1結実状況】			備 考
	ブナ	ミズナラ	コナラ	ブナ	ミズナラ	コナラ	ブナ	ミズナラ	コナラ	ブナ	ミズナラ	コナラ	ブナ	ミズナラ	コナラ	
北海道	—	—	—	不作	不作	—	調査中	調査中	—	不作～凶作	不作～凶作	—	凶作	凶作	—	ブナは道南地方のみ分布
青森	大凶作	—	—	並作	—	—	凶作	—	—	並作	—	—	大凶作	—	—	東北森林管理局実施
岩手	—	—	—	並作	不作	不作	調査中	調査中	調査中	不作	不作	不作	凶作	凶作	凶作	
宮城	—	—	—	並作	並作	—	調査中	調査中	—	凶作	凶作	—	凶作	並作	—	
秋田	調査中	—	—	調査中	調査中	調査中	調査中	調査中	—	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	
山形	凶作※	—	—	並作	凶作～豊作	凶作～豊作	凶作	凶作～豊作	凶作～豊作	凶作	凶作～豊作	凶作	凶作	並作～豊作	並作～豊作	※一部地域は測定できず
福島	凶作	並作	並作	豊作	並作	並作	調査中	調査中	調査中	凶作	並作	凶作	凶作	並作	並作	
栃木	凶作～並作	—	—	並作	凶作～並作	凶作	並作	凶作～並作	凶作～並作	並作～豊作	凶作～不作	凶作～不作	並作	凶作～並作	不作～並作	
群馬	—	—	—	不作	不作	不作	不作	不作	不作	大凶作	不作	不作	凶作	並作	凶作～並作	
埼玉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
東京	凶作～豊作	凶作～豊作	並作～豊作	凶作～豊作	凶作～並作	凶作～並作	凶作～並作	凶作～並作	凶作～並作	並作～豊作	凶作～豊作	凶作～豊作	凶作	豊作	凶作～並作	
神奈川	凶作	凶作	凶作～並作	大豊作	凶作	並作	凶作	凶作	凶作～並作	大豊作	並作～豊作	豊作	凶作	凶作	凶作～並作	
新潟	—	—	—	並作	並作	並作	凶作～不作	凶作～不作	不作～並作	凶作～不作	不作～並作	不作～並作	凶作～不作	不作～並作	凶作～不作	
富山	凶作～並作	—	—	不作	不作	並作	並作	不作	不作	凶作	不作	不作～凶作	凶作	全県:凶作 東部:不作 西部:凶作	凶作～並作	
石川	並作	豊作	並作	凶作	豊作	並作	大豊作	豊作	並作	大凶作	並作	凶作	凶作	凶作	並作	
福井	—	—	—	不作	並作	並作	並作	不作	不作	凶作	不作	不作	凶作	凶作	不作	
山梨	凶作～並作	並作	並作	並作	並作	並作	凶作	凶作	凶作～並作	凶作～並作 (南アルプス市、 笛吹市)	並作 (南アルプス市)	並作 (富士川町)	凶作 (南アルプス市、 山梨市)	凶作 (甲府市、山梨市)	並作 (富士川町)	
長野	—	—	—	大凶作～豊作	大凶作～大豊作	大凶作～大豊作	調査中	調査中	調査中	大凶作～不作	大凶作～豊作	大凶作～豊作	大凶作～ 不作	大凶作～ 大豊作	大凶作～ 大豊作	標高の高い地域の結実が悪い傾向
岐阜	—	—	—	凶作	凶作	凶作	並作	並作	並作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	
静岡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
愛知	—	調査中	調査中	—	並作	並作	—	並作	凶作	—	並作	凶作	—	並作	凶作	
三重	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
滋賀	—	—	—	凶作	不作	不作	調査中	調査中	調査中	凶作	並作	不作	凶作	凶作	凶作	
京都	—	—	—	凶作	並作	凶作	豊作	並作	並作	凶作	並作	凶作	凶作	凶作	凶作	
大阪	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
兵庫	調査中	調査中	調査中	大凶作	並作上	並作上	豊作	凶作	並作	大凶作	並下	凶作	大凶作	凶	並下	大凶作を基準とした場合、 年平均値の1/2未満 凶 標小値を基準とした場合、 年平均値の1/3以上 ～2/3未満 凶 標小値を基準とした場合、 年平均値の2/3以上
奈良	調査中	調査中	調査中	並作下	並作上	並作下	—	—	—	豊作	並作下	並作下	凶作	凶作	並作	
和歌山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鳥取	並作下	並作上	並作下	並作上	並作上	並作上	豊作	並作上	並作上	凶作	並作下	凶作	大凶作	並作下	並作上	9月中旬調査までの中間報告に基づく
島根	—	—	—	凶作	豊作	並作	凶作	凶作～豊作	豊作	凶作	豊作	並作	凶作	凶作	並作 (結果はモザイク状)	目視による
岡山	—	—	—	並作	並作	並作	並作	並作	並作	凶作	豊作	並作	凶作	並作	並作	
広島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	適宜、簡易的な調査を実施することとしているが、結果は公表していない。
山口	—	—	—	—	—	凶作	—	—	並作	—	—	公表しない	—	—	公表未定	指標が未定のため
計	豊作0 並作6 凶作4	豊作1 並作4 凶作1	豊作1 並作5 凶作0	豊作2 並作12 凶作10	豊作2 並作15 凶作7	豊作0 並作16 凶作7	豊作4 並作7 凶作6	豊作1 並作10 凶作6	豊作1 並作13 凶作4	豊作4 並作2 凶作19	豊作3 並作13 凶作9	豊作1 並作7 凶作15	豊作0 並作1 凶作24	豊作2 並作9 凶作14	豊作2 並作13 凶作8	「並作～豊作」は豊作、「凶作～並作」「凶作～豊作」「不作～並作」は並作、「不作」は凶作として集計

(写)

事務連絡  
令和5年9月8日

各地方農政局 農村振興部 農村環境課長 殿  
(九州農政局及び沖縄総合事務局は参考)

農村振興局 農村政策部  
鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室長

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底  
について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

クマ類の出没等に関する農業者等への注意喚起については、「農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）」（令和5年4月27日付け事務連絡）により対応をお願いしているところですが、今年度のクマ類の出没件数は、年間出没件数が多かった令和元年度及び2年度に近いペースで推移しています。クマ類は冬眠に入る前の10月から11月にかけて、餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大すると一般的にいわれていることから、出没についてより一層の注意が求められます。

このため、今後収穫期を迎えるに当たり、農業現場におけるクマ類の出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、

- 1 農作物の収穫残渣などが誘因物とならないよう適切に処理する
- 2 里山との緩衝地帯での下草や灌木などの刈り払いを実施する
- 3 クマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業時は十分気をつける
- 4 農地を含めた出没地域などでの農作業時には、ラジオなどで音を出して人の存在をアピールする
- 5 クマ類の侵入を防ぐため、収納庫の施錠を徹底する

加えて、鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、処理施設への持ち込みや焼却を行わずに埋設する場合には、十分な深さに埋設する等の適切な対応について、環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくよう、貴局管内都府県への依頼をお願いします。

なお、環境省から各都道府県の鳥獣行政担当者宛てに事務連絡が発出されていることを申し添えます。

また、環境省の「クマ類の出没対応マニュアル」及び令和4年3月に改訂された「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」を出没対策の参考としてご活用下さい。

【参考】

○農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/attach/pdf/index-1.pdf>

○環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部  
鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

担当：谷川、堀澤 TEL:03-6744-7642（直通）

事務連絡  
令和5年9月8日

北海道 農政部 技術普及課長 殿

農村振興局 農村政策部  
鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室長

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底  
について（依頼）

平素より、鳥獣対策にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

クマ類の出没等に関する農業者等への注意喚起については、「農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）」（令和5年4月27日付け事務連絡）により対応をお願いしているところですが、今年度のクマ類の出没件数は、年間出没件数が多かった令和元年度及び2年度に近いペースで推移しています。クマ類は冬眠に入る前の10月から11月にかけて、餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大すると一般的にいわれていることから、出没についてより一層の注意が求められます。

このため、今後収穫期を迎えるに当たり、農業現場におけるクマ類の出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けて、

- 1 農作物の収穫残渣などが誘因物とならないよう適切に処理する
- 2 里山との緩衝地帯での下草や灌木などの刈り払いを実施する
- 3 クマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業時は十分気をつける
- 4 農地を含めた出没地域などでの農作業時には、ラジオなどで音を出して人の存在をアピールする
- 5 クマ類の侵入を防ぐため、収納庫の施錠を徹底する

加えて、鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、処理施設への持ち込みや焼却を行わずに埋設する場合には、十分な深さに埋設する等の適切な対応について、環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただくようお願いいたします。

なお、環境省から各都道府県の鳥獣行政担当者宛てに事務連絡が発出されていることを申し添えます。

また、環境省の「クマ類の出没対応マニュアル」及び令和4年3月に改訂された「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」を出没対策の参考としてご活用下さい。

【参考】

○農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/attach/pdf/index-1.pdf>

○環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部

鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

担当：谷川、堀澤 TEL:03-6744-7642（直通）

# クマにご注意下さい！



各地でクマによる人身被害が多発しています。  
農作業に当たっては、クマとの不意の遭遇に十分ご注意ください。

## クマの出没を防ぐためには

### (1) 農作業を行う際に注意すべき事項

- ・ 作業中にラジオなど音の出るものを携帯するなど、自分の存在をアピールすること。
- ・ クマ類の出没情報に留意し、クマ類の行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付けること。
- ・ 森林、斜面林などのそばの農地は、クマ類の出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈払いなどを行うこと。
- ・ 頻繁にクマ類が出没する地域においては、できるだけ単独での作業は避けること。

### (2) 誘引物の適切な管理

- ・ クマ類を誘引する生ゴミや野菜・果実の廃棄残さ等は適切に処理すること。
- ・ 農地では果樹園が最も被害を受けやすいところであり、収穫後の放置果実は適切に除去すること。
- ・ クマ類は、収穫物収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底すること。
- ・ 草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意すること。
- ・ 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、処理施設への持ち込みや焼却を行わずに埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理すること。

## もしも、クマに遭遇してしまったら

(近くにクマがいることに気がついた場合)

- ・ 落ち着いて、クマに背を向けずに、ゆっくりとその場から離れましょう。
- ・ クマを驚かすので、大声を出したり、走って逃げるのはやめましょう。



詳細については、下記の環境省  
作成パンフレット等をご参照下さい

環境省作成パンフレット <http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5/docs5-kuma.pdf>  
クマ類の出没対応マニュアル - 改訂版 - <http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

農林水産省では、緩衝帯整備、電気柵などの侵入防止柵の設置、捕獲等の取組について鳥獣被害防止総合対策交付金で支援をしています。(詳しくは裏面をご覧ください。)



# クマ対策を支援しています！



## 鳥獣対策の基本

出没しにくい環境作りが大切です。組みあわせることで適切な対策を！

### 生息環境管理

- 誘引物（放任果樹、廃棄野菜等）の除去
- 刈払い、緩衝帯の設置による餌場・隠れ場の撲滅

## 鳥獣対策の鉄則！3つの柱！

### 侵入防止対策

- 柵等の設置による侵入防止

### 個体群管理

- 捕獲



## 交付金での支援内容※一部抜粋

### 刈払い等による生息環境管理

潜み場となる藪の刈払いや、移動ルート上の緩衝帯設置、誘引物となる放任果樹の除去などを支援します。



緩衝帯の整備



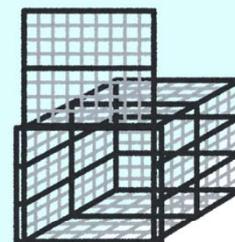
放任果樹の伐採

### 侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入

ほ場への侵入を防止するための柵の設置や、捕獲のための機材の導入を支援します。



侵入防止柵の設置



わなの導入

### 捕獲活動経費の直接支援

捕獲活動に係る経費を定額で支援します。



### 生息状況調査、研修会の開催等

生息状況など、専門家を入れた調査や研修会の開催を支援します。



### 【お問い合わせ先】

農林水産省 農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室

被害対策の基本について 03-6744-7642(直通)

交付金での支援内容について 03-3591-4958(直通)